

事務連絡
令和8年2月6日

都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

こども家庭庁成育局支援金制度等準備室
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

子ども・子育て支援金制度に係る広報資材の送付について（依頼）

こども施策の推進につきまして、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度の広報資材として、個人向けリーフレット（別添1）、ポスター（別添2）及び事業主向けリーフレット（別添3）を作成し、こども家庭庁ホームページに掲載しましたので、お知らせしますとともに編集可能な形式の電子媒体をお送りします。

各広報資材をご活用いただく際の留意点等は下記のとおりですので、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けて、周知・広報に御協力くださいますようお願ひいたします。

なお、こども家庭庁におきましては、個人や事業主の方からのお問い合わせを受ける子ども・子育て支援金制度専用のコールセンターを本年3月上旬に設置することを予定しております。コールセンターの電話番号や受付時間につきましては、準備が整い次第、別途お知らせいたします。

記

1. 個人向けリーフレット（別添1）について

個人の方を対象に1枚の紙に両面印刷して配布いただくことを想定して作成した資料です。

別添1の裏面の「子ども・子育て支援金の保険料（令和8年度）」の部分は、各保険者において料率や徴収開始時期を追記いただけるようにしております。広報誌へ掲載する場合など、用途に応じて、本リーフレットの内容を適宜、編集加工して、周知・広報に御活用ください。

2. ポスター（別添2）について

今般、ポスターの版下となる電子データが完成し、今後、こども家庭庁において印刷物を作成し、3月中に各都道府県及び各市町村のこども政策所管部署に5部ずつお送りすることとしております。

本日、紙のポスターの送付に先んじて、版下データを各都道府県及び各市町村のこども政策所管部署にお送りしたところですが、貴課（部）及び貴事務局にも同じものをお送りしますので、適宜、御活用ください。

なお、お送りする版下データは、編集可能な形式としておりますので、用途に応じて適宜、編集加工ください。

3. 事業主向けリーフレット（別添3）について

事業主の方を対象に1枚の紙に両面印刷して配布いただくことを想定して作成し、経済団体及び被用者保険の保険者にお送りした資料です。御参考に貴課（部）及び貴事務局にもお送りしますので、必要に応じて御活用ください。

4. 今般お送りする広報資材の印刷費、郵送費等に係る国庫補助について

令和7年度中に、今般お送りする広報資材を活用して広報を行う場合の印刷費、郵送費等の経費については、既にこども家庭庁に対して申請して頂いている「子ども・子育て支援事業費補助金（子ども・子育て支援金制度施行準備事業）」を利用いただけます。

令和8年度に実施する広報の経費に関しても、上記補助金について令和8年度予算案に所要の経費を計上することとしております。こちらについては、詳細が確定次第、別途ご連絡いたします。

【連絡先】

こども家庭庁成育局支援金制度等準備室

直 通：03-6858-0114

E-mail：kodomoshienkin@cfa.go.jp